

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しします。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）等

<事業の全体像>

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

(関連事業)
地域資源活用価値創出委託調査事業

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

創出支援型



官民共創による地域課題解決

農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

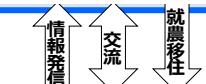
都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用



荒廃農地の再生

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

地域社会の維持・活性化

地域資源活用価値創出対策

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

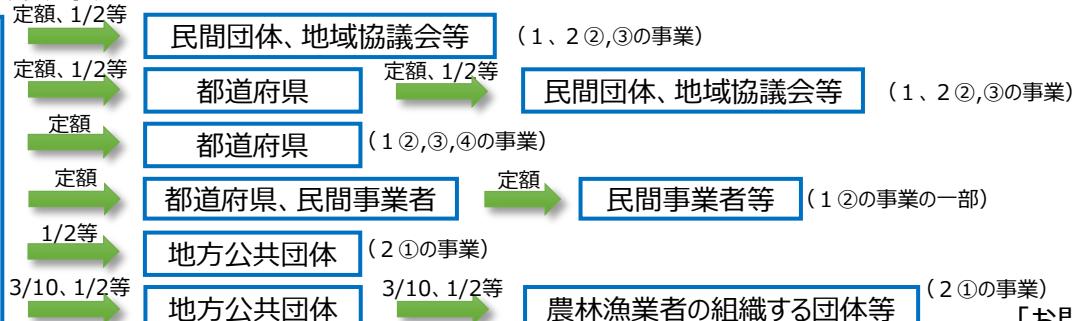
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



② 創出支援型



③ 農泊推進型



④ 農福連携型



2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型



② 農泊推進型



③ 農福連携型



<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネス

アイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
 - ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
 - ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
- 【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

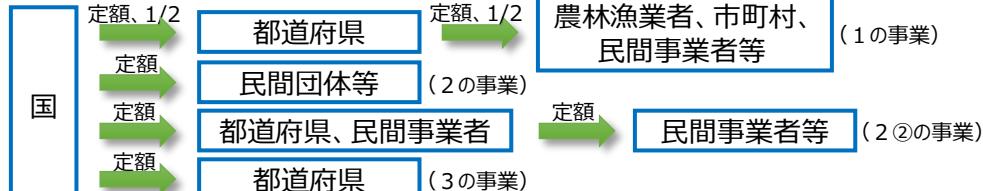
- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
 - ② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
 - ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
- 【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

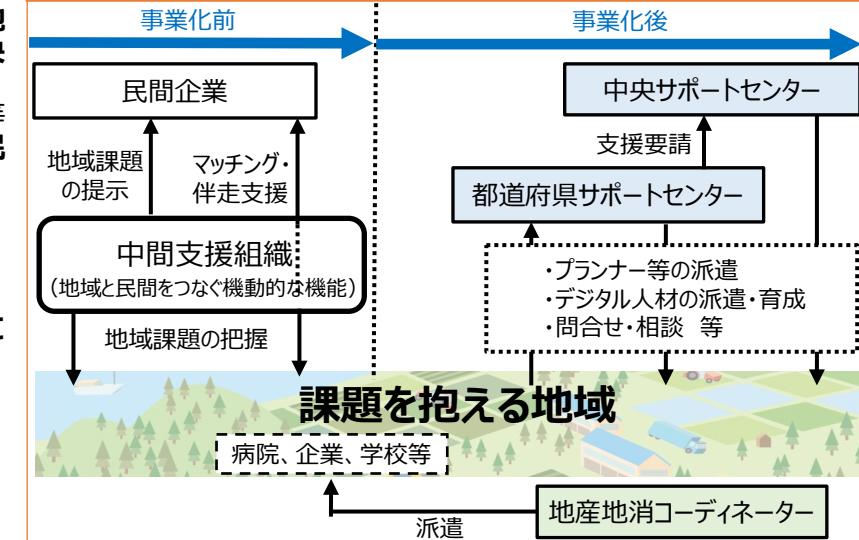


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



[お問い合わせ先]

(1、2①③、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)

(2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

**72-3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）**

令和8年度予算概算決定額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

[令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数]

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊を実施した地域が輸出産地等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人 [令和11年度まで]）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】
〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

〔遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ〕

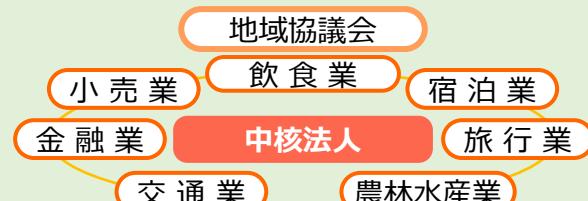
② 農家民宿等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

〔農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ〕

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一括支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成

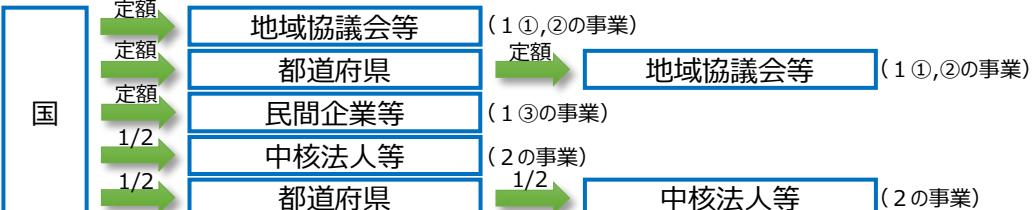


専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

72-4 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

令和8年度予算概算決定額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数 〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>

定額、1/2

農業法人、社会福祉法人、民間企業等（1①、2の事業）

定額、1/2

都道府県 定額、1/2 農業法人、社会福祉法人等（1①、2の事業）

国

定額

民間企業、都道府県等（1②の事業）

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)

養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

中山間地農業推進対策

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① **中山間地農業ルネッサンス推進支援**：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援**：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

② 農村RMO形成伴走支援

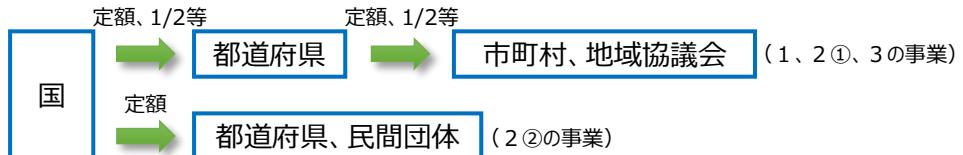
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上



イ 販売力強化



ウ 農用地保全



エ 複合経営



オ 生活支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



② 農村RMO形成伴走支援



3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり

社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化「くらしづくり」を推進
農村の棚田を核とした
地域振興

72-6 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算概算決定額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMO※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの運営等を支援します。

＜事業目標＞

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの運営を支援します。

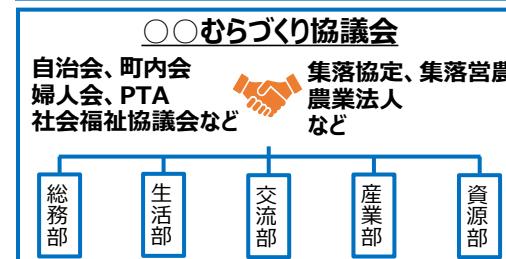
※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施

農用地の保全、農業生産



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】



農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



【全国単位の支援】



[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

最適土地利用総合対策

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト>交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援 1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、<ハード>交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壤改良等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

定額、5.5/10等

都道府県

都道府県、市町村、地域協議会等

(1、2の事業)

国

定額

民間団体

(民間企業、一般社団法人を含む)

(3の事業)

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



放牧

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



伐根・整地

ドローンによる播種

伐根・整地

蜜源作物等の作付け

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壤改良を支援



伐根・整地

水路の補修・整備

土壤改良資材等の投入

土壤改良

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現した

農山漁村地域を活性化、荒廃農地を解消し、

[お問い合わせ先]

農村振興局地域振興課

(03-6744-2665)

都市農業機能発揮対策

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



都市住民との交流促進



防災機能の維持・強化



● モデル支援型



● 都市農地創設支援型

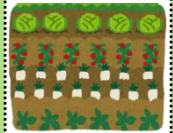


各地域への波及

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



貸借



都市農業者
(担い手)

＜事業の流れ＞

国

定額
→
定額
→
定額

民間団体等 (1の事業)

民間団体、地域協議会、市区町村等 (2の事業)

都道府県

定額

民間団体、地域協議会、市区町村等 (2の事業)

(2の事業)

[お問い合わせ先]

農村振興局農村計画課

(03-3502-5948)